

広島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十三年三月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
種類	名 称	名称	障害者支援施設
身体障害者支援施設	社会福祉法人松友福祉会身体障害者支援施設 寿波苑		
	所 在 地		
	三原市須波ハイツ四丁目一五番一号		